

特定計量器（はかり）定期検査のお知らせ

「取引」又は「証明」に使用する特定計量器（はかり）は、計量法により二年に一度の定期検査が義務づけられています。今年度は当町が検査対象の年となっており下記のとおり実施されますので、対象となる方は忘れずに受検してください。

【検査日時及び場所】

10月22日（木） 午前9時30分～午前11時00分 石亀地区研修センター
22日（木） 午後1時00分～午後2時30分 田子町中央公民館車庫
10月23日（金） 午前9時30分～午前11時00分 田子町中央公民館車庫

【留意事項】

- ・ 検査を受けるための事前申し込みなどは必要ありません。
- ・ 検査には手数料がかかります。受検の際に現金でご持参ください。（金額は裏面参照）
- ・ 新たに購入したはかりは、付されている製造（検定）年月から1年間は1回目の検査が免除となります。

検査対象のはかり

【取引に使用するはかり】

有償・無償を問わず、物品の売買（商取引）あるいは郵便・運送・荷役（役務の給付）において使用するはかり（例：スーパー、商店、調剤薬局、運送業、精米業など）

※ 製造工程で使用しているはかりで、製品を計量して販売することがないものは検査対象外となります。（例：菓子などの生地取りに使用するはかり、調理や盛り付けに使用するはかり、など）

【証明に使用するはかり】

公的機関や業務上他人に対して、計量した結果を示すはかり（例：学校・保健センター・病院などで健康診断に使用する体重計、農協などで受入れ検査に使用するはかりなど）

※ 研究や行程管理における計量で内部的な行為にとどまり、その計量結果が外部に表明されないものは検査対象外となります。（例：学校で教材として使用するはかり、製造工程で材料や部品等の計量管理に使用するはかり、など）

お問い合わせ先

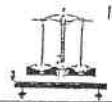
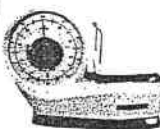
一般社団法人青森県計量協会（TEL 017-729-1703）

田子町役場商工振興課（TEL 20-7114）



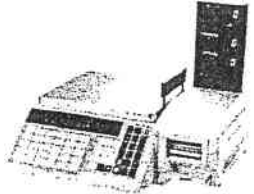
はかりの定期検査手数料について

手数料は検査当日、下記のとおり納入していただくことになります。(平成9.4.1改正)

能 力		金 額(円)	種 類		分銅・おもりを使うもの			
					個 数	手 数 料		
機 械 式 は か り	ひょう量100kg以下	500	分銅又はおもりを使用するものは左記の金額に加算されます。	手 動 天 び ん		12	120	
	" 250kg "	900		等比皿手動はかり		12	120	
	" 500kg "	1,500		不等比皿手動はかり		5 (6)	50 (60)	
	" 1 t "	2,100		手動指示併用はかり		5	50	
	" 2 t "	3,700		台 手 動 は か り		50kg	6	60
	" 5 t "	6,900				70kg	5	50
	" 10 t "	10,700				100kg	5	50
	" 20 t "	15,000				120kg	6	60
	" 30 t "	19,100				150kg	5	50
	" 40 t "	21,600				250kg	6	60
	" 50 t "	29,800		500kg	6	60		
	" 50 t を超えるもの	51,200		指 示 は か り				
能力に関係なく	250	棒 は か り				1	10	
		指示はかり(直線目盛)						

分銅又はおもりを使用するものは左記の金額に加算されます。

電 気 式 は か り	ひょう量100kg以下	1,400
	" 250kg "	1,800
	" 500kg "	2,200
	" 1t "	3,100
	" 2t "	3,700
	" 5t "	6,900
	" 10t "	10,700
	" 20t "	15,000
	" 30t "	19,100
	" 40t "	21,600
	" 50t "	29,800
	" 50tを超えるもの	51,200



電気抵抗線式はかり



誘電式はかり



電磁式はかり

目量又は感量がひょう量の $\frac{1}{10,000}$ 未満のものは上記の金額の2倍です。